

永平寺町消防団員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年5月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第16号

永平寺町消防団員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町消防団員の報酬等の支給に関する規則(平成18年永平寺町規則第120—1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の4項を加える。

- 2 団員には、災害、警戒、訓練、整備等出動1回につき予算の範囲内で支給する。
- 3 1回とは4時間を基準とし、4時間を超え8時間にわたる出動については2回とする。
- 4 4時間以内の場合は4時間とみなし、特別の出動のみで1時間以内で解散する場合は1回の2分の1の額を支給する。
- 5 消防団の幹部会あるいは役員会、その他会議等は支給しない。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用期日)

- 2 この規則による改正後の永平寺町消防団員の報酬等の支給に関する規則(平成18年永平寺町規則第120—1号)は、令和4年4月1日から適用する。